

民主党の外来生物種規制法案について

今、なぜ外来生物種規制法か

- 1 グローバリゼーションの時代に不可欠な規制、生物多様性は国家存立の基盤
- 2 民主党の公約：野生生物保護法の制定と移入種（外来種）対策の法制化

外来生物種規制法案の概要

- 1 外来生物種に対する輸入等の規制

特定外来生物種（生態系に支障を及ぼすもの）（環境省令で指定）

- ・ 輸入に際して環境大臣の許可が必要
- ・ 環境大臣が種毎に定める管理指針に沿った管理
- ・ 管理指針に違反した場合の勧告・命令・罰則（懲役6月又は罰金50万円）
- ・ 業として取り扱う者の取り扱い状況届出義務
- ・ 放逐等の禁止（罰則：懲役6月又は罰金50万円）

特別特定外来生物種（管理が著しく困難で生態系に重大な支障を及ぼすもの）（環境省令で指定）

- ・ 原則輸入禁止（展示・研究は除く）（罰則：懲役6月又は罰金50万円）
- ・ 輸入が認められた場合は、特定外来生物種と同様の措置

新規外来生物種（国内生物台帳に記録がない生物種）

- ・ 輸入に際して環境大臣の許可が必要（罰則：懲役6月又は罰金50万円）
- ・ 許可を受ける際のリスク評価書添付を義務づけ
- ・ 環境大臣によるリスク評価（学識経験者の意見聴取）実施

- 2 特定外来生物種の国内における防除

環境大臣が防除指針を策定、都道府県知事が生息・生育状況を調査

都道府県知事による特定外来生物種防除計画の策定・実施

環境大臣による、都道府県知事に対する計画策定の指示

- 3 その他

非意図的導入防止のための進入経路調査、防除の要請と国民の協力

環境の変化と科学的知見の充実に応じて、適宜指定種や指針を見直し

十分な情報公開、知識の普及、情報提供と啓発活動の実施

今後の予定

- 1 この問題は早期対応が肝心。対応が遅れば遅れるほど、経費が嵩む。
- 2 環境省の小委員会の議論にも沿った内容なので、環境省法案（各省折衝で中間報告を反映できるか疑問）を待たずに各党の賛同をいただき早期成立、早期施行を目指したい。
- 3 国内移動による生態系への影響に対する規制のあり方や、動物愛護管理法の見直しについては、今後さらに検討が必要。

以上